

求職活動等におけるハラスメントの防止対策について (基本方針)

群馬県住宅供給公社では、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から求職者等の皆様が安心して求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルール（基本方針）を以下のとおり定めます。

本方針は、採用ホームページや募集要項等に明記し、求職者等に周知・啓発いたします。

基本ルール

- (1) 就活生・求職者と面会するときは公社事務室内等で行うこととし、私的な空間での面談を禁止します。また、1対1での飲食や飲酒を伴う会食も禁止します。
- (2) 就活生・求職者との連絡は公社のメールアドレス及び電話のみを使用し、個人的な連絡先の交換を禁止します。

採用活動にかかわる職員への研修

ハラスメントを発生させないため、採用活動にかかわる職員へ研修を実施します。

就活ハラスメントに関する相談窓口

- (1) 就職活動に際して職員によるハラスメント行為が見られた場合の相談窓口を設置し、求職者等へ周知します。
- (2) 相談者の秘密は厳守され、相談が選考・合否結果に影響することは一切ありません。
- (3) 職員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由とした不利益な取り扱いはおこないません。

発生時の対応

求職者等に対するハラスメントが疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、以下の措置を講じます。

- (1) 被害者への配慮：被害者と行為者を引き離す、行為者からの謝罪を求める等
- (2) 行為者への措置：就業規則に基づく懲戒処分など厳正に対処する
- (3) 再発防止：再発防止に向けた措置を講じ、周知・啓発する

お問い合わせ

相談窓口 群馬県住宅供給公社 総務部 部長

電話番号 027-224-1881

受付時間 9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く 月曜～金曜日）